

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
その翌日)

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営は場整備事業小田南部地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申

鳥取県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に

基づき、灘手土地改良区の定款の変更を昭和六十二年八月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

し立てる。

鳥取県告示第六百四十五号

日野町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業金持地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林

法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市円通寺字獅子舞岩九六一の二、九六八、九六九、岩美郡岩美町大字網代字先網代四〇六から四〇九まで、四〇九内第一、四一〇の三、大字太田字美取谷一六七次一、字大杉山三一六の一、気高郡鹿野町大字河内字奥尾谷二三二四、二三三二九の一から二三三二九の三まで、二三五一、字西尾谷口一三六二、字西新河原西平四一九三の一、四一九三の四から四一九三の七まで、四一九三の九、四一九三の一〇、四一九三の五〇から四一九三の五四まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字先網代四〇六から四〇九まで、四〇九内第一、四一〇の三、

字美取谷一六七次一

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をできる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡北条町大字米里字三ノ崎六一六の六
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字三ノ崎六一六の六(次の図に示す部分に限る。)
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計
画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

- 三 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市吉岡温泉町字秋葉山九九二の一、岩美郡福部村大字岩戸字
ヘソ垣一五九、気高郡青谷町大字長和瀬字島邊り八、八の一
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計
画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

鳥取県告示第六百四十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づ
き、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定
により告示する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日
昭和六十二年八月四日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
鳥取県
鳥取県知事 西 尾 邑 次
鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七五七一一二〇六地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線及び③の地点から①の地点に至る昭和六十一年秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・四二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 鳥取市賀露町字西浜一七五七一一二〇五地の標杭(北緯三

五度三一分三八・〇三秒東経一三四度〇九分一七・三八秒。以下「基点」という。)から四七度二三分四〇秒八七・二四

メートルの地点

②の地点 ①の地点から三度四七分一秒一三九・四五メートルの地

点

③の地点 ②の地点から九三度四七分一秒五三五・二五メートルの地

点

(二) 面積

三七、七八六・六七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七五七一七三四、一七五七一七三九、一七五

七一七五二、一七五七一七五四、一七五七一一〇九〇から一七五七

一〇九六まで、一七五七一一二五、一七五七一一九五から一七五七一一二〇二まで、一七五七一一二〇五及び一七五七一一二〇六、伏

野字砂浜三三五九一一並びに字スクモ塚一七二三、一七二四一内第一、

一七二四一二、一七二四一五、一七二四一六、二五四一、二五四三、

二五五六、二五五六一一、二五五七及び二五八〇一の陸域並びに賀

露町字西浜一七五七一一二五、一七五七一一二〇五、一七五七一一二〇六及び二三五九一一地先公有水面

(二) 区域

次の④の地点から⑦の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑦の地点と⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点から⑪の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑪の地点と⑫の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 基点から一五六度五九分二四秒二九・八六メートルの地

点

⑤の地点 ④の地点から三度四七分一秒六三・〇〇メートルの地

点

⑥の地点 ⑤の地点から二六〇度二八分二三秒二七・〇九メートルの地点

点

⑦の地点 ⑥の地点から三度四七分一秒四九八・二五メートルの地

点

⑧の地点 ⑦の地点から九三度四七分一秒一、一四二・八〇メートルの地点

点

⑨の地点 ⑧の地点から一八三度四七分一秒二六一・二五メートルの地点

点

⑩の地点 ⑨の地点から九三度四七分一秒五六八・四五メートルの地点

点

- (チ)の地点 ①の地点から八二度二八分四五秒五〇九・九〇メートルの地点
 ②の地点から九三度四七分二一秒五〇〇・〇〇メートルの地点
 ③の地点から一八三度四七分二一秒二・五・〇〇メートルの地点
 ④の地点から二七三度四七分二一秒二、一六〇・〇〇メートルの地点
 ⑤の地点から二二七度二三分三一秒八九・二五メートルの地点
 ⑥の地点から二四三度二二分二七秒二五九・七五メートルの地点
 ⑦の地点から二五九度二七分二八秒一四一・九〇メートルの地点
 ⑧の地点から二四三度二二分二七秒二五九・七五メートルの地点
 ⑨の地点から一八三度四七分二一秒一四二・五〇メートルの地点
 ⑩の地点から二七三度四七分二一秒一四一・〇〇メートルの地点
 ⑪の地点から三度四七分二一秒一四二・五〇メートルの地点
 (三)面積 七八〇、〇七九・四一平方メートル
 五 埋立地の用途 空港用地

鳥取県告示第六百四十八号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十二年八月七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。
 その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長(メートル)
鳥取市南吉方二丁目八七 ミサワホーム鳥取株式会社 代表取締役 金澤泰治	倉吉市秋喜字島田前四八一 十四及び四八三一四	幅員 六・〇〇 延長 五六・一

鳥取県告示第六百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第一百七十条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

文化係長 川上 敬賀
1の2の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

一 委任させた事務
1 次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期	日	会	場
モダンダンス公演	昭和六十二年九月二十六日		鳥取市民会館	
上海京劇公演	昭和六十二年十月八日		米子市公会堂	
新日本フィルハーモニー交響楽団演奏会	昭和六十二年十月九日		鳥取市民会館	
	昭和六十二年十一月二十四日		米子市公会堂	

2 次の展覧会に係る出品料の収納事務

展覧会の種類等	期	日	会	場
鳥取県美術展覧会	昭和六十二年十月四日から同月三日まで	鳥取県立博物館		
	昭和六十二年十一月二十五日まで	倉吉博物館		
	昭和六十二年十一月三十日まで	倉吉歴史民俗資料館		
	昭和六十二年十一月八日から同月十七日まで	米子市美術館		

三 委任期間
1の1の事務
昭和六十二年八月十日から同年十一月三十日まで
1の2の事務
昭和六十二年九月二十七日から同月二十九日まで

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により、獣銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和62年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 獻

殿

二 委任を受けた出納員
1 の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

- 1 講習の種別
-
- (1) 初心者講習

昭和62年8月7日

7

3 受講対象者
(1) 初心者講習

区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	昭和62年9月17日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市糸町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和62年9月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糸町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和62年9月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	昭和62年9月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県守議会棟1階第18会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

- 法第4条第1項第1号の規定により獵銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
- (2) 経験者講習
- 現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獵銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。
- 2 開催の日時及び場所
- 3 受講対象者
(1) 初心者講習
- 鳥取県内に住所を有する者で、狩獵、有害鳥獸駆除又は標的射撃の用途に供するため獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの
- (2) 経験者講習
- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃又は空気銃を所持している者
- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 4 講習時間及び講習課目
- (1) 講習時間
- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分
- (2) 講習課目
- ア 獵銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 6 受講申込手続
- 所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習	3,000円
イ 経験者講習	1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）